

社会資本整備審議会建築分科会 基本制度部会（第12回）

平成19年3月14日（水）

【事務局】 本日は、お忙しい中、ご出席いただきましてまことにありがとうございます。私は住宅局建築指導課の〇〇と申します。よろしくお願いいたします。事務局を務めさせていただきます。

本日は、マスコミ等の取材希望がありますので、よろしくお願いいたします。また、カメラ撮りは、配付資料の確認の終了後までとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、部会の議事につきましては、分科会に準じて、プレスを除き一般には非公開となっております。

また、議事録は委員の名前を伏せた形でインターネット等において公開することとしたいと存じますので、あらかじめご了承ください。また、前回の議事要旨を参考資料として配付しております。

続きまして、技術総括審議官の〇〇からごあいさつがございます。よろしくお願いいたします。

【事務局】 技術総括審議官をしております〇〇と申します。きょうは、実は国会で国土交通委員会が開かれておまして、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律がかかっておまして、住宅局長をはじめ幹部が今、ちょっとそちらのほうに対応しておりますので、私のほうから一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

部会長をはじめ委員の皆様方には、本日、年度末の大変お忙しい中、基本制度部会にご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

一昨年11月に大変な社会問題になりました構造計算書の偽装問題に対する対応といたしまして、本部会におきまして、建築物の安全性確保のための建築行政のあり方について、昨年2月に中間報告をいただき、そして8月に最終答申をいただきました。これらの報告を踏まえまして、まず、昨年の通常国会におきまして第1弾目として、建築確認・検査の厳格化、指定確認検査機関の業務の適正化、建築士に対する罰則の大幅な強化などを内容とする「建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律」、この法律が成立をいたしまして、昨年の6月に公布がされました。

この法律、ことしの6月20日に施行されるわけではありますが、それに先立ちまして、指定構造計算適合性判定機関の立ち上げ等の準備行為の施行については、3月20日に施行することが定められたところでございます。現在、適合性判定員に対する講習会を今月8日、3月8日から全国8都市で実施をしております。施行に向けて私ども万全を期してまいりたいと考えているところでございます。

さらに第2弾目として、昨年の秋、臨時国会でございまして、建築士事務所に所属する建築士への定期講習の義務づけ、建築士試験の受験資格の見直しなどを内容とする、「建築士法等の一部を改正する法律」、この法律が成立をいたしまして、昨年の12月20日に公布がされたところでございます。

さらに、今般第3弾目として、瑕疵担保責任履行のための資力確保の義務づけ等を内容とする、「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律案」、これを3月6日に閣議決定をいたしまして、今国会におきましてご審議をいただくように考えているところでございます。本日、これら3つの法律について、その概要や施行に向けた準備状況についてご報告を申し上げたいということが1点目でございます。

もう一点目は、今ほど申しました改正建築士法の施行に向けまして、本部会におきまして、引き続き幾つかの事項についてご検討を賜りたいというふうに考えてございます。後ほど内容につきましては事務局から説明をさせていただきますが、建築士試験の受験資格及び建築士が受講する講習関係につきまして、基本制度部会に建築士制度小委員会を設け、さらに業務報酬基準等の見直しにつきましては、業務報酬基準・工事監理小委員会をそれぞれ設けさせるということを私どものほうから提案をさせていただきたいというふうに考えてございます。

本日は限られた時間の中で大変盛りだくさんな議事がございますが、委員の先生方のご審議をよろしく願いをいたしまして、冒頭のごあいさつにさせていただきます。よろしくお願いたします。

【事務局】 それでは、ここで資料の確認をさせていただきます。お手元の議事次第の下の部分に、配付資料の一覧を書いております。資料1から資料5まで、加えて参考資料1から参考資料5まで、全部で10種類の資料をお配りしております。

欠落等がございましたらば、事務局までお申し出ください。よろしいでしょうか。

それでは、議事運営につきまして、部会長よろしくお願いたします。

【部会長】 どうも皆様、年度末のご多忙のところ、お集まりいただきましてありがと

うございました。

昨年の8月31日からしばらく休憩しておりましたが、また再開でございます。ただいまから社会資本整備審議会建築分科会第12回基本制度部会を開催いたしたいと思っております。

それでは、早速議事に入りたいと思います。まず、最初の議題の「答申を踏まえた法律改正等の状況について」のうち、建築基準法、建築士法に関する部分につきまして、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 まず資料1の課題とその対応という2枚紙の紙がございます。1枚目は先ほど〇〇審議官から説明いたしましたとおりでございますので、2ページ目にスケジュールがございます。3段階ということで、少しスケジュール感がわかりにくいということで、改めてご説明させていただきますが、第1段目の建築基準法等の改正、後ほど少し詳しくご説明させていただきますが、これにつきましては政令と、それから第1段の省令というのは、これはこの金曜日に公布する予定になっております。それ以外のものにつきましても、既にパブリックコメント実施中ということでございますが、まず指定構造計算適合性判定機関、これは準備行為として立ち上げをして指定をするということまで行いたいと思っておりますが、これを3月20日に施行が始まりまして、本格施行は6月20日からということで、これ以降の確認につきましては、この適合性判定が義務づけられるというようなことになるわけでございます。

それから、次の真ん中の欄にございますけれども、臨時国会で改正いたしました建築士法等の一部改正は、昨年の12月20日に公布をされております。本格施行は2年以内ということでございますので、平成20年12月ということでございますけれども、それまでに施行することになります。それに先立ちまして、20年6月、いわゆる1年半までに後ほどご説明いたします、登録をする機関の指定ですとか、あるいは講習する機関の申請というようなことを準備行為として行って、その上で本格施行をします。

ただし、構造設計の一級建築士等によります法適合性チェックにつきましては、この有資格者をいわゆる講習等を実施していくというようなことが必要でございますので、この人たちによる法適合性チェックの義務づけは、さらに半年後、21年6月までということになるわけでございます。

新しい試験、一級建築士、二級建築士等の試験につきましては、ここに書いてございますとおり、21年の試験から適用ということになります。先ほど話にもございましたとお

り、この建築士法の関係でこれから具体的な中身を詰めていくに際しまして、改めてこの基本制度部会において少しご議論をいただければということで、これは後ほどお諮りをしたいというふうに考えております。

それから最後に、一番下の欄にございますが、瑕疵担保の新しい法律を今回の通常国会に今、提出をしておりますが、法律が成立をするということになれば、基本的には1年以内の施行ということでございますが、ここでこの保険法人の指定等を行います。具体的な資力確保のいろいろな義務づけの開始は、2年6カ月以内ということになっておりまして、これは法律が通りましてから具体化するということになるわけでございます。

それでは、まず建築基準法と建築士法の状況につきまして、資料2と資料3に基づきましてご説明をさせていただきたいと思っております。

資料2が建築基準法等の一部を改正するというところで、1枚目が改正の概要でございまして、1つは確認・検査の厳格化を行うということで、この部分では3つのポイントがございまして、1つは、この図のところでございますけれども、いわゆるピアチェックとっておりますが、指定構造計算適合性判定という業務を新たに設けまして、建築主事あるいは指定確認検査機関が確認を行う際には、一定の建物について構造計算の部分について、別にこの機関において専門家による審査を義務づけるというものでございます。

この具体的な建物につきましては後ほどご説明いたしますが、高さが13メートル、9メートルを超えるような木造の建物、あるいは鉄筋コンクリート造でいいますと、高さが20メートルを超えるような、こういったものについて適合性判定を義務づけるというものでございます。

それからもう一つは、それ以外の建物も含めまして、審査方法の指針というのは、ちょっと図の中に小さくてわかりづらいのでございますが、審査方法の指針というのを今度告示いたします。この審査方法の指針に基づきまして厳格な審査を行うということになります。

3つ目は、3階建て以上の共同住宅につきまして中間検査を、これは一律義務づけると。従来は特定行政庁が指定した建物についてのみ行っておりましたが、3階建て以上の共同住宅につきましては、中間検査を一律に義務づけるということでございます。

それから2番目が、指定確認検査機関の業務の適正化ということで、1つは、指定要件の強化をいたします。損害賠償能力、公正中立要件、人員体制、これは後ほどご説明させていただきます。

もう一つは、これまで国とか都道府県のみが行っておりました指導監督につきまして、特定行政庁による立ち入り権限等を付与することによりまして、より厳格な検査、指導監督をしていこうということにしております。

それから3番目が、いわゆる建築士等に対する罰則ということで、耐震基準などの重大な実体規定違反につきましては従来50万円でしたが、これを懲役3年、罰金が300万。法人の場合には重科として1億円ということになります。

それから、その次がいわゆる建築士による名義貸しですとか、あるいは今回の姉齒のように、構造計算書を偽装したと、虚偽証明をするというようなことをした場合には、これまで罰則がございませんでしたが、懲役1年、100万ということで、あわせて4年、400万まで罰則が強化されるということになったわけでございます。

それから次に4番目でございますが、建築士あるいは事務所等のいろいろな情報の開示を徹底していこうということで、1つは、処分を受けた建築士の氏名あるいは事務所の名称の公表をしようということ、それから確認検査機関につきましては、業務実績とか財務状況、監督処分の状況などについての情報開示を徹底していこうというようにしております。

5番目は、いわゆる瑕疵担保につきまして、この段階ではとりあえず、いわゆる重要事項としてきちんと相手側にご説明をするというようなことを義務づけるということをしております。

それから最後に図書保存ということで、これまで特定行政庁で具体的な図書保存の義務づけがございませんでしたが、図書保存を一定期間義務づけるということを行ったものでございます。

これにつきまして、2ページ以降、政省令の内容等含めて少しご説明をさせていただきたいと思っております。

まず1番目の確認・検査の厳格化につきましては、構造計算の適合性判定について、これは政令と告示で具体的な建物を、法律に書いてあるもの以外を規定しております。例えば先ほど申し上げましたが、木造でいうと13メートル、9メートルを超えると、鉄筋コンクリート造でいうと4階建て、20メートルを超えるものというふうに申し上げましたが、鉄骨造でいうと4階建て以上のもの、それ以外に4階建て以上のコンクリートブロック造の建物ですとか、鉄骨造で3階建て以下であっても高さが13メートル、9メートルを超えるものとか、それから鉄筋コンクリート造といわゆるSRC造を併用したものは

20メートルを超えるものというようなものを具体的に規定をしております。少し複雑な構造計算が必要になるものという観点から、具体的な建物を規定したということでございます。

それから次に、判定機関の指定につきましては、判定機関のいろいろな申請に係る申請の書類ですとか、あるいは業務規定にどういうことを記載しなければいけないとか、あるいは構造計算適合性判定の判定員の要件はどうかというようなことを省令で規定をしております。これはこの金曜日に公布をされる予定になっております。

それから次に、準則で、具体的に判定機関の損害賠償能力の要件ですとか、公正中立要件ですとか、判定員の人員、どのぐらいの人員を確保しなければいけないかというようなことについての基準を定めまして、これを準則として公共団体あてに通知をする予定にしております。

現在のこの機関の立ち上げの状況でございますが、昨年12月現在で申し上げますと、27の都府県におきましては一応管内の、例えば建築住宅センターのような機関を指定しようとする。7つの道県では、いわゆる知事直轄でやろうということになっております。それ以外の県は、非常に判定する物件が少ないというようなこともございまして、全国的な公益法人等にお任せをしたいというようなことで、そういう状況になってきているということで、おおむね機関としての立ち上げが進んでいるという状況でございます。

次に3ページでございますが、判定員につきましては先ほどご紹介ございましたとおり、判定員の候補者に対しまして、1日ずつ3回に分けてまして全国延べ12会場で行って、講習を実施いたしております。全部で3,600名ほどの応募がございまして、最終的にはこの中で、最後に演習というものを行ってございまして、この演習で一定の効果が認められる方につきましては、判定員としての要件を満たすという形にして、名簿を作成した上で4月上旬には、都道府県等に対して情報提供をします。その名簿を見て判定員をそれぞれ判定機関で雇用するなり、契約をするというようなことに進めていきたいというふうに考えております。

次が指針の部分でございます。指針につきましても今、パブリックコメントを実施しておりますが、具体的にいいますと、各法律の条文に沿って、法令の規定ごとにどういう中身をどういう図書に基づいて行わなければいけないかというようなことを一覧表にいたしまして、より適正に確認とか検査、あるいは適合性判定を実施できるような形に指針をまとめております。

それから受理の際の審査をどうすべきかとか、あるいは図書に不整合あるいは誤りがあった場合の措置はどうするかというようなことを、そういった部分の措置についても明確にして、指針をしているところがございます。なお、この指針の関係で、この指針に合わせるような形で、例えば設計に携わったすべての建築士の氏名を記載していただくというような、申請書の内容もあわせて見直しをしております。そういったようなことを実施しているということで、今、これらについてはパブリックコメントを実施しております。

それから次のポツでございますが、構造計算基準の明確化ということで、これはどういうことかということ、今の耐震基準等につきまして、実はいろいろなこれまでのサンプル調査等で、これまで構造設計者にかなり工学的判断をゆだねられている部分が多かったわけでございますが、今回の調査の中で少し不適切な判断をしているケースが明らかになりましたものですから、そういった部分につきましては、現行の耐震基準等の中身についてより明確化をして、そういった不適切な判断を行わないような形で明確化をするというような中身を見直ししているところがございます。これについても今、パブリックコメントを実施しております。

それから、中間検査につきましては、3階建て以上の共同住宅について中間検査をするというふうに申し上げましたが、具体的にはどの工程を実施するかということを政令で決めておまして、2階の床と、それを支持するはりに配筋の工事の部分、これを特定工程としまして、この工事が終わった段階で、必ず行政庁あるいは建築主事または確認検査機関による検査が義務づけられるということになります。

それから2番目の指定確認検査機関の業務の適正化ということで、まずは指定要件の強化でございますが、これについては損害賠償能力の要件ということで、いわゆる国賠法に基づく責任等について、ちゃんとそれを履行できるための必要な額を定めようということで、資本金あるいは保険金等という形で、ちょっと表現がわかりにくくて申しわけないんですが、基本的には1件でも損賠賠償が起こった場合に備えて、最低限度の額を決めた上で、あとは実際に審査をした物件の数に応じて額が増えていくというような形にしておりまして、たくさんやればたくさん必要な額をためていかなきゃならないというような額の設定しております。

それから4ページ目でございますが、公正中立要件につきましては、まず今回法律の中で、いわゆる指定確認検査機関の親会社というものを規定して、親会社が例えば制限業種みたいなことをやってはいけないというようなことに制限をしているわけでございますが、

その親会社の定義を政令で決めておりまして、ここでは議決権あるいは役員のおよそ3分の1を超えるようになっているような場合、あるいはその代表者を会社の役職員が占めているというような場合には、これは親会社の定義をして、親会社についても制限業種となつてはいけないというような制限を課すということにしております。

それ以外に、例えば制限業種、いわゆる設計とか建設業の関係の企業からの出資の割合ですとか、役員のおよそ3分の1というものを制限をして、従来2分の1を原則にしておりました部分を、3分の1まで併用するというようなことをしようというものでございます。

それから、次の確認検査員等の人数要件でございますが、これにつきましては先ほどご説明しました指針に基づきまして、必要となる人員、これは改めまして幾つかの調査をいたしまして、実際にシミュレーションで審査をしまして、その時間をもとに必要な人員を規定したいということで、これは省令等準則の中で見直しをしたいということにしております。

なお、既存の機関につきましては、ことしの6月にこの法律が施行されるわけですが、経過措置で1年間経過措置が認められておりまして、今後1年間かけて基準に合うような形で見直しをしていただくということにしているところでございます。

次が指導監督の強化ということで、まず1つは機関の業務規定を少しISO9000的な考え方を入れて、きちんとした記録をとるとか、内部監査をするというようなことも含めた業務規定の見直しをするというようなことを実施したいというのが1つと、もう一つは、これは私ども国、都道府県だけではなくて、特定行政庁も今回立ち入り検査等できるようになりましたので、それに向けた検査マニュアルみたいなものを策定して、周知をしていきたいというふうに考えております。

それから次に、3番目の情報開示の部分でございますが、まず建築士・建築士事務所の情報開示につきましては、都道府県知事が閲覧をするということになっている事項に、従来事務所の所在地とか、管理建築士の氏名等でございますが、これに加えて、所属するすべての建築士の氏名とか資格も閲覧対象にするということに指定したいと考えております。

それから指定確認検査機関につきましても、閲覧事項に従来の業務実績等に加えて、例えば損賠賠償のための保険契約の状況ですとか、財務諸表、それから役職員等の氏名、略歴等々、こういった方を閲覧対象にしようというものでございます。

最後に5ページでございますが、図書保存の義務づけということで、これは特定行政庁

と建築士事務所、それから指定確認検査機関すべてでございますが、例えば特定行政庁は確認済証を交付してから15年間は図書を保存していただくということにしております。事務所につきましても、設計図書作成した日から15年間ということで、図書保存の期間を決めさせていただきたいというふうに考えております。

次に、資料3でございまして、第2段目の建築士法等の改正の概要でございます。これはご審議いただいてから法案を作成し、既に条文等の参考資料をお送りしているかと思いますが、ちょっとわかりづらいかと思いますので、改めてご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、建築士の資質、能力の向上ということでいろいろご議論いただいたわけですが、これにつきましては、まず建築士事務所に所属する建築士に対して定期講習を義務づけようということで、3年ごとを想定しておりますが、3年ごとに定期講習を義務づけたいということでございます。なお、これらについて、講習については登録制度を設けて講習機関を登録して、この登録された講習機関によって実施をしていただくということを想定しております。

それから、試験の受験資格につきましては、審議会でもご議論いただきましたとおり、学歴要件につきましては従来の学科主義から、いわゆる科目主義への見直しをしたいというのが1つ。それから実務経験要件につきましても、いわゆる設計・工事監理に関連する業務に限定していこうというようなことで変更をさせていただいております。

2. のいわゆる専門分化の関係でございますが、これは構造設計一級建築士、設備設計一級建築士による法適合チェックを義務づけようというものでございまして、構造設計一級建築士につきましては、先ほどちょっとご説明いたしました、建築基準法のほうで適合性判定が必要となる建物を対象にして、基本的にはそういう建物につきましてこの構造設計一級建築士による法適合チェックを義務づけよう。設備の場合については、3階建て以上かつ床面積が5,000平方メートルを超える建築物について、義務づけをしたらどうかという案になっております。

それぞれこの構造設計一級建築士、設備設計一級建築士というのはどういう方かということ、ちょっと図の中に※印で書いてあるのがございまして、要件と書いてございますが、それぞれ一級建築士でかつ5年以上の、例えば構造なら構造の実務経験があつて、最終的にいわゆる講習を終了した人ということになっております。この人たちが必ず法適合性チェックをして、そのチェックをしたということを設計図書の中にきちんと記載していただ

くというようなことになっておまして、それが無いものについては確認とかを受け付けないということで、実質的に着工ができないということになるわけでございます。

それからこのページの一番下でございますけれども、建築士が設計・工事監理した場合の小規模木造住宅等に係る構造関係規定の審査省略と。これは何を言っているかといいますと、いわゆる4号建物といたしまして、小規模な住宅については、従来建築士が設計した場合については審査を省略するというようになっておまして、建築主事等が審査を省略していたわけでございますが、今回幾つか不適切な事例が見られましたものですから、これを改めまして、例えば構造設計一級建築士のような専門能力を有する建築士が設計・工事監理した場合のみ、審査省略を認めるというような形で、制度を見直しさせていただきたいというように考えております。

次に2枚目でございますが、設計・工事監理業務の適正化というようなことで、1つは管理建築士の要件を強化しようということでこれもご議論いただきまして、管理建築士については3年以上の実務経験と、それから講習の受講を義務づけようというものでございます。

2つ目が、いわゆる重要事項説明のような形で、設計とか工事監理を計画する前に管理建築士等によりまして、例えば設計の中身ですとか工事監理の方法、報酬、あるいは担当する建築士の氏名といったような中身について事前に説明をして、書面による確認を義務づけようというものでございます。

それから3番目と4番目は、いわゆる建築士事務所以外への再委託の禁止。これは今回の偽装の関係でも出てまいりましたようなことを禁止しようとか、あるいは分譲マンションにつきましては一括の再委託、一括丸投げというような行為は禁止しようというものでございます。

それから、その最後でございますが、建築士名簿の閲覧、それから顔写真入りの携帯用免許証ということでございますが、これは2つ目のポツにございますが、重要事項説明の際には免許証を提示するということを義務づけたいというように考えておまして、それもございますので、顔写真入りの免許証に切りかえをするというようなことにしたいということと、それに合わせて、従来閲覧対象にしておりませんでした建築士の名簿も閲覧していきたいというふうに考えております。

なお、この登録につきましては従来国土交通大臣または都道府県知事が行っておりましたが、今回指定法人制を設けまして、それぞれ指定機関を指定すれば、その指定をした機

関に登録を実施していただくということにしたいというふうに考えております。

4番目は、団体による自律的な監督体制の確立ということで、従来建築士会とか建築士会連合会というのが法定化されておりましたが、それに加えて建築士事務所協会、それから事務所協会連合会というのを法定化いたしまして、この協会において苦情解決業務といったものを的確に実施をしていただくということにしております。それに加えまして、下にございますが、士会とか事務所協会ではそれぞれ会員に対する研修等を的確に実施をしていただくというものでございます。

5番目は、建設業法の改正もあわせて実施をいたしました。これは建築設計と同じような形で、例えば分譲マンションなどにつきましては建設工事についても一括丸投げを禁止しよう。それから従来公共工事のみに行っておりました、いわゆる資格者証の交付を受けた監理技術者の配置を、学校とか病院などの重要な民間工事についても拡大していこうというような改正を目指しているところでございます。

以上、長くなりましたが説明を終わりたいと思います。

【部会長】 ありがとうございます。それではただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、発言をお願いします。〇〇委員。

ご発言ございます前に、お手元の名札を縦にさせていただくと、大変運営がやりやすいので、ご協力をお願いします。

【委員】 幾つかありますが、最初にこの適判についての質問であります。適判の講習をやって1,600名の受講があったということですが、要するに適判を、適合性判定を受ける物件というのは、1年間にどのくらいの件数を予定していると予測しているのでしょうか。

それからまた、それを一応それぞれ県でありますとか、そこにありますような都道府県あるいは建築センターも含めて、どういう形でそれが行われるというふうに予想されているのでしょうか、教えていただければと思います。

【事務局】 適合性判定につきましては、私ども都道府県等を通じて調査をいたしますと、おそらく7万件ぐらいではないかなというふうに予測をしております。必要な人員がどのぐらいかということですが、大体週に1回、この適合性判定の方々に1日業務をしていただくと。フルタイムは難しいかと思っておりますので、というふうに想定をいたしますと、大体1,500人ぐらいの人数の方でそのぐらいは対応できるのかなというふうに試算をしているところでございます。

なお、これから名簿を作成いたしまして、公共団体を通じてその判定機関のある機関にそれぞれ個別に判定員の方々とどういう形で実施をしていただくとかということ交渉していただきまして、必要な人員を契約していただいて確保していただくということになるのかなということで、例えば地方でなかなかそういう人がいらっしやらないという場合には、東京とか大阪の方々が週に1回そういう出張して、審査をするというようなことになるのかなというふうに考えております。

【委員】 何かその適判のいわゆる実際の審査というか、それは1日大体2人でやるというようなこともお聞きしていますが、そうしますと、実際には相当な要するに所要人数が必要ではないかなというふうに思うんですけども。

【事務局】 大体基本的には2人1組でというように考えております。そういうのも踏まえて処理時間と件数を考えると、先ほど申し上げたような人数で対応できるのではないかなというように考えております。

【部会長】 よろしゅうございますか。

【委員】 はい、わかりました。

一応、以前建築センターで年間9,000件ぐらいを扱う予定というふうに聞いておまして、そうすると1年間で1万8,000人ぐらい延べ必要なのではないかなというふうにも思ったのですけれども、それからいいますと、今の1,500人という、そこら辺がちょっと結びつかないのですけれども。

【事務局】 大きいもの小さいものございますが、それぞれ必要な人員、時間を算定いたしまして、大きいものでいうとおそらく延べ人数で時間でいいますと20時間とか30時間かかるかと思いますが、そういったものを勘案しますと、大体週に1回判定に8時間ぐらい、そういう専門家の方に来ていただければ、1,500人程度で7万件ぐらいは処理できるのかなというふうに試算をしております。

【部会長】 ありがとうございます。それでは次、〇〇委員お願いします。

【委員】 法律がいかにかこれからうまく動いていくかという、大変大事な時期だと思いますが、今の質問に絡みますが、建築基準法のこの適合性判定の機関がきちんと準備期間中に用意できるかというのが非常に重要なところだろうと思います。

この資料2の2ページの最後のところにありますが、27都府県で既存のセンターのようなところを指定するところと、知事自らが実施するか、その他の府県は「広域的に展開」とありますが、この知事自らが行うか広域的に展開するかというのは、これは都道府県へ

のアンケートによっているのだらうと思いますが、端的にいうとどういう違いでこういうことになるのかについてお伺いしたいと思います。続けて言ってしまうと、今7万件に対して、もちろん地域差があると思いますので、間に合う間に合わないというのは地域によって違うと思いますが、建築確認の標準処理期間に間に合うかという問題が出てくるように思います。建築主事や指定確認検査機関のほうから適合性判定機関に行くと、具体的な建築主のほうにはそれが終わってからしか建築確認が出せないことになりますので、標準処理期間の設定の仕方というのは難しいですね。なかなか時間がここでひどくかかると、全体の確認についての審査期間にはね返りますので、どのようになってくるのか、現段階で予想できることというのをお伺いできればと思います。

それから2点目、やや細かいことですが、告示で審査方法の指針をお出しになるということですが、そうすると行政手続法の審査基準という形にこれがなってくるのでしょうか、それから、これは構造についてだけ今回細かく告示で出すということなのか、あるいはそれ以外の建築確認のさまざまな審査の方法についてまとめて出されるのか。例えば平均地盤面とか、非常に今悩ましい問題がございますが、こういうものについても一緒に出されるおつもり、もう出していて、今、パブコメ中ですかね、ちょっとお伺いできればと思います。

それから、最後もう一点。これは小さいことですが、確認検査機関の指定ですが、既存のものについては1年間の猶予で、例えば財政的な面を十分能力を備えてということだろうと思いますが、この取り扱う建築物の面積等に応じた額。実績件数というのはまだ指定されていない場合、新しいところは実績件数はないですね。これは、どういう形になるのか、細かいことですがお伺いできればと思います。

【事務局】 まず、最後の点は、当初に予定の件数を出していただきますので、それに応じて出すということですが、多分、一番最初に申し上げましたが、まず最低限度の額というのが結構な額になりますので、おそらくそれで最初は決まってくるのではないかなというふうに思います。

それから、一番最初の点に戻りまして、知事みずからがやらない県ってどういうことかということですが、実は若干指定要件とか、それから件数の関係で、どうしても独立した機関にやってもらうには少し少ないようなところは、知事が一応受けて、業務委託をするような形で専門家の例えば委員会を外郭団体に設けていただいて、そこで審査するような形でやるというようなことを考えられているということでございます。

それ以外のところはおそらく国の関係の公益法人等でどうしてもできないところについてはカバーをしていくのかなということで、それはそういう形で準備をさせていただいてるところでございまして、6月からはちゃんと業務ができるような形でやっていきたいなというように考えております。

それから審査の指針については、厳密にいうとどうかという問題があるんですが、行政手続法上の審査基準の一部になるのかなという感じで考えております。なお、構造以外についてもすべてこの部分についても、審査のやり方については記載させていただいておりますが、平均地盤面のとり方についていろいろ解釈なので、これは別途のところでも議論して決めていただくというふうに考えております。

【部会長】 それでは〇〇委員お願いします。その次、〇〇委員お願いします。

【委員】 今、確認の手続の指針がパブコメに出されたばかりだと思うんですが、そのことに関して1つ意見を述べさせていただきます。

僕たちが設計する建物というのは、人が住む場もありますが、企業活動の場も多い。企業活動というのはご存じのとおり、国際的に競争が激しくて、例えば工場の場合であればどのような製品をつくるというのが決まらなくても、もうとにかくかかれと。そして、走っているうちに決めることも多い。要するにぎりぎりまで市場動向を読んで新しい製品をどこよりも早くマーケットに出すことによって競争に勝ち残っていくという、そういう世界ですから、やはり確認とってからかなり変更が出ます。そういった意味で、厳格化はもちろん私は賛成ですが、適正な手続をとった場合は、全体工程に影響が出ないように、何かそういうことをぜひ考えていただきたいと。

工場だけでなく、オフィスビルにしても企業が吸収されたり合併したり、着工してからも状況はどんどん変わっていきます。あくまで我々の設計する建物はそういう変化の激しい活動の場ですから、そういう活動手続きを、厳格にすることは賛成ですが、それが阻害するようなことがあっては、日本の国際競争力を弱めることにもなります。言い方が大げさなんですけれども、そういった意味で、変更のない建物はないといっているくらいだと思います。その辺のことは指針をこれからよくパブコメで見させてもらいますけれども、厳格化はよしとして、それによって全体工程が大きく影響されないように、我々もしっかりやるのは当然のことと思いますが、ルールづくりの方も、変更は必ずあるということを前提に施行に当たって考えていただきたいと、そのように思っています。

【事務局】 すいません。まず変更につきましては、これは従来どおり軽微な変更かど

うかということで判断をして、軽微なものについては確認手続は不要だと。必要なものについては変更手続をとっていただければということですので、その考え方自体は変わらないかと思います。必要に沿って、真意はあくまでも審査の中身をきちんと今まで見過ごしのないような形でやっていただくための審査のやり方を書いているということですので、その辺は誤解のないようにお願いしたいと思います。

それから、先ほど〇〇先生の関係で、期間の問題をちょっと説明を忘れまして、期間につきましては今回適合性判定が必要だということで、従来21日になっておりますのを35日にまず延ばしまして、さらにどうしても適合性判定に時間がかかるような場合には、さらに35日延ばして70日までということを経済上規定させていただいていますが、一応それで処理させていただくということになります。

【部会長】 それでは、〇〇委員お願いします。

【委員】 説明で非常に法律の体系がきょう、整理されてよくわかったわけですが、一部お客様の間には、先ほど〇〇委員から言われたような内容と同じことですが、確認審査にかかわる日数が大分延びると。最大70日は延びることが今回法律で決まったわけですが、一般的にお客様に対して、発注者に対してどの程度ということをお答えなきやいけないのが、また設計者の役割でございまして、確認申請に必要な期間、大体こんなものだとお話を4月になりましたら私どもお客様に説明して回るという状況になっております。

施行は6月ですからあまり時間がないわけでもございまして、その中で一番大きなのは、適合性判定にかかわる期間によって、これが適合性判定に必要な判定員の数によって相当左右されるというお話を、前承っておりましたのですが、これも対象案件の絞り込みによってかなり左右されるということで、ぜひとも1つは意見でございしますが、ぜひとも民衆の契約の中で、第三者に対する安全性に対して大きな影響を与えないような案件、特に生産施設なんかそうだと思いますが、ぜひ対象案件を絞り込んでいただくようお願いしたいなというように思います。

それからあと、これもお願いなのでございしますが、〇〇委員あるいは〇〇委員からもございましたとおりの確認申請期間に対するモデル、これはぜひちょっとお示しいただけるとお客様に対する説明が非常にしやすいというふうに思いますので、そういうお考えがあるかどうかと、あるいはできるかどうかということについて、お話を伺いたいと思います。

以上2点でございします。よろしく申し上げます。

【事務局】 対象につきましては、今実はパブリックコメントをさせていただいているところでございますが、基本的には構造計算でいうと従来の強力度計算に加えて、例えば層間変形角ですとか、合成率の変形のチェックをしなければいけないようなものについては対象にするのかなということで、そういう案でパブリックコメントをさせていただいておりますので、これについてはご意見等ございましたら、パブリックコメント等でいただければというふうに考えております。

期間につきましては先ほど申し上げましたとおりで、私どもなかなかこの建物はこれだけだというようなのはちょっとお示ししにくいんですが、基本的な認識は認定プログラムで出されたものについては何とか35日をめどに出すように努力すべきかなと。それから、それ以外のほんとうに認定プログラムを用いない専門家による詳細なチェックが必要なものについては、やはり70日ぐらいは必要かなということで、そういった形でご説明いただければありがたいなというふうに考えております。

【部会長】 ありがとうございます。それでは、あと〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員の順番でお願いします。〇〇委員をお願いします。

【委員】 〇〇でございますが、私どもピアチェックというのは当初から提案して、こういう形で制度化されたということにご努力に感謝いたしますが、そこで適判の件ですが、適判及び構造一級建築士がかかわる高度な構造計算、この同様に対象が示されているようでございますが、例示的な表現が多いようでございますが、先ほど「複雑な構造」という表現もちょっとされたような感じでございますので、要件についての考え方をもう少しお示しいただいたらと思っています。

それから、行政機関が指定機関である程度判断というものを許されるのかということについても、ちょっとお聞きしたいと思います。

【事務局】 対象につきましては、先ほど申し上げましたとおり、いわゆる安部さんならご存じだと思うんですが、基本的にはルート2以上の建物、ルート2、ルート3、限界耐力計算というようなもの、いわゆる変形のチェックを伴うようなものについては対象にすべきかなということで今、パブリックコメントさせていただいているところでございます。

専門的な判断、当然適合性判定の中でどうしてもそういう部分は出てくると思いますので、それについては専門家としてご判断を適切にさせていただくということになるかと思っております。

【部会長】 それでは、次、〇〇委員お願いします。

【委員】 〇〇でございますけれども、まずは資料3のことについてのご質問なんですけれども、資料3、資料2になります。

3月からこういう法律がどう変わったかという説明会を全国で展開されることを本省も考えていると思っっているんですけれども、基本的にはきょうの2と3のようなものが骨子になって説明をされるんだらうと思うんですけれども、それでよろしいかということと、もしそうだとするとちょっと気になるのは、この資料3の1番の建築士の資質、能力の向上というところの一番最後のところに、実務経験要件ということの適正化ということで、「原則として設計・工事監理業務に関する実務に限定」と書いてありますけれども、これは8月31日の当審議会の答申案としてはこういう書き方をされたと思っますけれども、本来のほうでは12月の公布された法律では建築に関する実務、いわゆる建築実務と呼ぶとして、この内容については政省令で今後検討するというふうに書かれてあつたし、それから参議院の附帯決議にもそういう実務についての解釈についても、幾つかご指摘があつたと思うんですけれども、そのように考えると、この3月以降の説明会の中で、建築実務経験の要件の中身についての説明が、この原則として設計と工事関連というふうな業務に限定するということになる、若干我々が考えているのとちょっと違ってきますし、ほかの団体等もそういうコメントがあつたかと思っますけれども、この点についてちょっとご説明いただきたいと思っます。

【事務局】 それぞれ説明会を建築基準法のほうは施行の前段階で、より詳細な具体的な法律の条文等を使いましてご説明することになると思っます。士法のはこれからでございますので、とりあえずこういう資料3のようなものをベースにしてご説明をしていくのかなというふうに考えております。

実務経験要件のところにつきましては、これは実はこれから具体的にどういう中身にしていくかというのが、この後お諮りしますが、小委員会の中でご議論いただくということになります、とりあえず審議会でご議論いただいた結果を踏まえて記載しておりますので、しばらくの間はこの審議会で8月にご答申いただいた中身で記載していくのかなと。ほんとうの細かいところは、これからさらにこの場で議論をいただくということで、こういう表現で考えさせていただきたいなというふうに考えております。

【部会長】 それでは、〇〇委員お願いします。

【委員】 〇〇でございます。ただいまのご質問の中で、一応施行後に確認審査にどの

ぐらい期間がかかるのであるとか、あるいはそのときに設計変更の扱いはどうであるとかというご意見がいろいろあったと思います。私が思うに、それに加えてさらにもっと心配な点がございまして、この辺についてご質問したいと思います。

私、間違っているかもしれませんが、それは間違いであるということであればご指摘いただきたいと思いますが、6月20日新しい建築基準法で施行するというになると、その施行するという意味合いの中身は、着工がいわゆるその日をもって、以後は新しい法律でもって動くのであるというようなことに私自身認識しております。だとすると、一応6月20日に向けて今から準備して、その設計図書の作成、そういったものを準備していかなきゃいけないわけですが、高さ60メートルを超える等の建物については別のルートになるでしょうから問題はないんですが、それにしても規模が大きい建物はいっぱいございます。そこに持ってきて、いわゆる今回の法改正の中で変わる技術的基準、これが今、具体的には告示の部分はパブリックコメントで検討されているでしょうし、また審査の基準、指針ですか、こういったものがこれからパブコメが予定されているようですが、現実の設計をしている方々は、それらを見据えて6月20日に向けて、なおかつ設計を直しつつ、審査が完了するのを6月20日に向けて対応しなきゃならんと、そういうタイミングで時期を迫られているわけなんですけれども、私思うに、そこにどのような混乱が生じるか、あるいはその混乱に対応する意味で、どんな今、想定されている、あるいは説明のなかった話の中で対応方針があるのかというようなことがあれば、ご説明いただければと思います。

【事務局】 先ほどご説明して、舌足らずだったかもしれませんが、一応適合性判定とかそれから中間検査につきましても、これは6月20日以降確認を受け付けるものを対象にいたしておりますので、この時点は通常の基準法の適用ですと、おっしゃるとおりで着工ということが一種の判断になるかと思いますが、この部分については法律で確認ということにしておりますので、確認は直していただかなきゃいけませんけれども、審査の期間までは見なくてもいいということになりますので、できるだけ早くこの基準も周知したいということでやっておりますので、この基準に合わせた形で設計等もしていただければ、6月20日以降確認を出すものについてはきちんとやっていただくということになるかと思いますが。

ですので、適合性判定等がほんとうに必要なものは、その時点からの適用になりますので注意をしていただきたいと思います。ただ、例えば考えられますのは、今既に設計をさ

れていたものを、かなりそれ以降変更するというようなケースが想定されます。その場合には変更の内容によりますけれども、大幅な変更がありますと適合性判定を改めて受けなければいけないということになりますので、そういったことにつきましては、改めてきちんと考え方を整理して、皆様方に周知をしていきたいなというふうに考えております。

【部会長】 ありがとうございます。そうしますと、あと〇〇委員、〇〇委員とお願いしまして、まだ議題が幾つかございますので、この議題の審議はこの辺で打ち切らせていただきたいと思います。申しわけございません。では、〇〇委員お願いします。

【委員】 資料3の士法改正の点で確認なんですけど、3点あります。

1点は、建築士の資質、能力の向上に関するところですが、事務所に所属しない建築士に関しては、どういう扱いが考えられるんでしょうかということです。もともと資格の更新制度という話もあったんですが、定期講習に変わっていますので、その辺の扱いはどういうふうに今後検討されるんでしょうか。

それから2点目は、設備設計一級建築士ですけども、ここも電気設備と給排水衛生、空調でかなり性格が違うものを一本化で検討されるのか、あるいは少しその辺を分けてされるのかということです。

それから3点目は、その場合に一定の建築物ってここに書かれてありますように、非常に広くて、この限りではそれぞれ構造設備の工事監理をする必要ないと思うんですけども、特殊な構造物とか特殊な建築物に関して、構造とか設備の工事監理にもう少し配慮したほうがいいのかなという意味で、その辺のことは今後検討されるんでしょうかという3点です。

【事務局】 建築士事務所に所属する建築士以外の者については、今回定期講習の義務づけはございませんが、できる限り例えば建築士会とか事務所協会とそれと違った形の研修などを実施していただきまして、ぜひ資質、能力の向上には努めていただくことにしていきたいなというふうに考えております。

それから、設備のほうを分けるのかということですが、それはこれからどういう講習をするかということについても少し議論をしていただく中でだと思いますが、これをさらに名前を分けるというようなことまでは想定はしておりません。あと、そういうこともありますので、具体的にどういう講習をしていくとか、そういったことについては少しこの審議会の場で、3点目のところにつながるかとは思いますが、それも踏まえて少し議論をしていただくのかなと。ただ、さらに特別なものについて分けるとか、そこまで

は今のところ考えていません。

【部会長】 それでは最後になります。〇〇委員お願いします。

【委員（代理・〇〇）】 〇〇の代理で参っております〇〇でございます。よろしくお願いいたします。

1点、行政の立場からぜひ1点、お願いしたいと思っております。今、6月20日の施行まであと3カ月という段階になりまして、いろいろな指針が出てきております。もちろん専門の皆様方、それぞれ法律改正等々既にされてきているわけでございますので、こういうところが変わっていきそうだ、あるいはこれもやらなきゃいけないということはご承知になっている部分も多いかと思えますし、私ども行政のほうも行政として対応すべきこと、時間ぎりぎりではございますが、何とか6月20日に向けて指定判定機関の指定等々も含めまして、進めてまいりたいと思っております。

ただ一点、ぜひお願いしたいと思いますが、この中で資料2の3ページ目でございます確認審査等に関する指針というものがございます。これにつきまして、先ほどご質問の答え等もございましたように、構造のみならず全体について対象になるというお話でございまして、そういう中でご説明の中に、この説明欄に書いてございます「図書に不整合、誤りがあった場合の措置について明確化」ということ、これは多分構造のみならず全体のことかと思えます。

もちろん今の制度自体、べき論としては完璧な図面が出てきて、それが合っているかどうかを確認すると、これがべき論であることはもちろんでございますが、建築確認をやっている現場から申しますと、訂正事項がないような確認申請というのはありません。全部あります。それをちゃんとルールどおりやろうよという意味のことだとすれば、それを構造関係だけじゃなくてみんなのことだよということを、ぜひ広く事前に周知をしていただいて、この6月20日の時点で窓口で大混乱が起こらないよう、周知をぜひ進めていただきたいということをお願いしておきたいと思えます。

以上です。

【事務局】 ご指摘の点は十分理解できますので、きちんとした形で周知をしていきたいと思えます。

【部会長】 熱心なご審議ありがとうございました。まだあるかと思えますけれども、もし最後に時間がとれましたら、お願いしたいと思えます。

続きまして、議題の「答申を踏まえた法律改正等の状況について」のうち、後半の「特

定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律案」に關しまして、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 住宅生産課長、〇〇でございます。着座にてご説明させていただきます。

先ほど建築基準法あるいは土法等のご説明に先立ちまして、資料1で全体のご説明がございましたが、もう一度ちょっと資料1を見ていただきますと、第1ページ目の一番下のところ、ブルーの色がついているところでございますが、構造計算書偽装問題で明らかになりました3つの大きな問題、建築行政の課題、建築士制度の課題、そして最後に残りました消費者保護の課題に対応するものが、今回の法案でございます。

次のページに工程表、これも一度室長からございましたが、この一番下のところ括弧書き、あるいはそれぞれの箱が点線書きになってございますが、冒頭の技術総括審議官ごあいさつにもございましたとおり、この3月6日に閣議決定をいたしまして、現在国会でのご審議をお願いしているところでございます。したがって、これにつきましては現在法案の段階ということでございます。

この審議会でご議論いただいたものとの関係でございますが、参考資料2として、答申いただきました答申がお手元に配付されているかと思いますが、22ページのところに(2)といたしまして、「新築住宅の売主等の瑕疵担保責任履行のための資力確保措置」ということで、やるべき施策につきまして答申をいただいておりますが、これに即して組み立てたものでございます。なお、この中身を組み立てる過程におきましては、松本委員に座長を務めていただきまして、瑕疵担保責任研究会を皆様のご協力を得て、4回でございますか、開いていただきまして、そこからもいろいろなご提案をいただきました。この場をおかりしまして、厚く御礼を申し上げる次第でございます。

内容でございますが、お手元にこの資料のほうでございます、カラー刷りの、先ほどの2つの資料の後ろに資料4と右上にあります、「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律案」という紙がございますので、この紙に即してご説明させていただきます。なお、法律案そのものにつきましては、参考資料として厚いもの、とじたものでございます、参考資料4としてお手元にお配りさせていただきますので、適宜ご参照いただければと思います。

もう一度資料4に戻りまして中身をご説明させていただきます。審議会のご答申といたしましては、新築住宅の売主等の瑕疵担保責任を全うして消費者保護を図るべしと、その際保険、あるいは供託、信託等の仕組みでやるべし等々の答申をいただいたわけでござい

ます。この法律案では、その上から2つ目の黄色いところに箱がございまして、「新築住宅」と太い文字が書いてございますが、新築住宅につきましては皆様ご存じのとおり、平成11年法律、12年から施行されております住宅品質確保法に基づきまして、そこの括弧書きで書いてございますように、構造耐力上主要な部分及び雨水浸入の防止、雨漏りでございます、こうした部分につきましては、10年間の瑕疵担保責任が法律上位置づけられているところでございます。

しかしながら、今回の偽装問題などを見ますと、こうした瑕疵担保責任はあるものの、それが全うされないという事態が発生する。そうした場合に、消費者が大変困った状態に陥ることが明確に示されたものですから、その下にあります赤い箱でございますけれども、ご答申に即しまして、法律制度を構成した次第でございます。

具体的には資力確保の方法という小さな箱がありまして、ふたに大きく四角い箱が2つございますが、供託あるいは保険という方式によりまして、売主と、売主とかあるいは請け負いによって住宅を供給する方が瑕疵担保責任を資力をもって実行していただけるようにしようとして、左側でございますが、新築住宅の売主等が供託の場合、まず供託を基本といたしますが、供託の場合住宅の供給戸数に応じまして保証金を供託してくださいという形になります。下のほうに三角形に箱が3つ並んだ図がございますけれども、通常ですと瑕疵担保責任を履行していただけるわけですが、倒産してしまうなどの場合に、それが実行できなくなる、その際にはこの供託金によって消費者がちゃんと保護されると、瑕疵が修補されるということでございます。

また右側でございますが、住宅瑕疵担保責任保険契約というものを設けまして、この保険を結んでいただく。この保険を掛けていただいたものにつきましては、供託が戸数に応じて額を決めるのですが、その供託の戸数から外すという構成を持たせております。簡単に申しますと、新築住宅を供給する場合には、供託で保証金を積むか、あるいは保険を掛けるか、どちらかをしてくださいということになります。この形につきましてはもちろん1つの業者の方が両方を併用することはもちろん結構でございますので、例えば100戸供給するに当たり、100戸とも供託金を積むということでも結構ですし、100戸とも保険を掛けるということでも結構ですし、80戸分を供託して20戸分は保険だという形でも結構でございますので、いずれにしても新規で供給される住宅につきましては、どちらかにより資力確保措置を伴って、瑕疵担保責任が実行できるようにしてくださいということが義務づけるというものでございます。

その下に、「保険の引受主体の整備」と書いてございますが、現行の任意の保険もござい
ますが、住宅などにつきまして検査を行った上、10年間にかかる保険を掛ける仕組みで
ございますので、今回の保険につきましては、上の箱の中の緑色のところなのですが、字
がちよっと小そうございますが、住宅瑕疵担保責任保険法人、こういう法人を法律によっ
て位置づけまして、これを国土交通大臣が指定するという形をとらせていただいております。
もちろん、新たにどンドン国が機関をつくるとか、そういうものではございませんで、
国土交通大臣が内容を審査の上指定させていただくというものでございますが、既に任意
でこのような制度を取り組んでおられる機関が幾つか現にございます。

3番目に、これも答申において既にいただいている内容でございますが、紛争処理体制
の整備といたしまして、これも住宅品質確保法の中で建設性能評価書を交付した住宅につ
きまして、全国52の単位弁護士会のご協力を得まして、紛争処理機関になっていただき、
あっせん・調停・仲裁を低廉な価格で受けていただける仕組みをつくっているわけでござ
いりますが、今回保険を掛けた住宅につきまして、この拡充によって対応していただくとい
うことで、弁護士会のご協力を得られるという形とさせていただきます。

なお、答申の中では故意、重過失に係る瑕疵に対する損害の対応も検討しろとございま
す。いろいろな議論がございました中で、とりわけ保険制度を構成するに当たり、故意、
重過失への対応はモラルハザードであるという議論がたくさんございました。今回はこの
故意、重過失部分につきましては、確かに売主が故意、重過失によって瑕疵を起こしたも
の、売主に対して保険を支払うものはモラルハザードでございますが、売主の故意、重過
失により消費者が被害を受ける分が救われないというのは確かにおかしいということから、
売主等が故意、重過失により瑕疵を起こした場合には、まずもちろん、まずは売主に瑕疵
担保責任を自分の財力でやっていただくということになります。倒産等した場合には、
その消費者が困る分、足らず米といましようか、その部分につきましては消費者がちゃ
んと受けられるように基金を構成するという形としております。

また、この保険のところを書いてございます、実は法律のスキームだけでございますが、
この保険法人、この答申の中でも非常に重大な負担が多いから十分検討しろというふう
にご指示いただいておりますが、この指定する保険法人の受けた保険につきましては、さら
に損害保険会社の方々のほうに再保険を受けていただくという仕組みによりまして、大変
大きな危険負担ではございますが、それを適切に処理できるようなスキームとして、現実
の経済システムとして構築すべく、ご相談をさせていただいているところでございます。

最初に申し上げましたとおり、これからご審議をいただくという形で、現在法律案でございますが、おかげさまをもちまして、いただきました答申を踏まえ、関係各方面とのご相談をさせていただき、お知恵をいただいた結果、現在このような法律案として国会のご審議をお待ちしているということをご報告させていただきます。

どうもありがとうございました。

【部会長】 ありがとうございます。それでは、ただいまの説明に関しまして、ご意見、ご質問ございましたら発言をお願いします。

特にないようでしたら、次の議題に移らせていただきます。

次の議題は、「改正建築士法の施行に向けた検討体制について」でございます。これ、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 それでは、資料5に基づきまして、ご説明させていただきます。

先ほどご説明しておりますが、建築士法の改正につきましては2年後の施行ということでございますけれども、ただ建築士試験制度の問題ですとか、あるいは業務の中身についてかなり重大な中身でございますので、この部分につきましてはできるだけ早急に中身を詰めて、円滑に移行できるというようなことが必要かと思えます。したがって、基本制度部会の中に2つの小委員会を設けていただきまして、ことしいっぱい、12月までを目途に精力的にご検討いただけないかということで、提案をさせていただいております。

具体的には、1つは建築士制度小委員会ということで、ここではいわゆる受験資格をどうするかと。例えば学歴要件を学科主義にするということでございますが、どういう学科を履修しなければいけないかというようなこと、それから実務経験要件につきましても、先ほど〇〇委員からもございましたが、どこまで含めていくべきかというようなこと、こういったことにつきまして具体的なご検討をお願いしたい。

もう一つは、定期講習ですとか、管理建築士の講習、それから構造設備の一級建築士の講習、これは当初の講習もございまして、それからこの者に対する定期講習もございまして。これも含めて、その講習についてどういう中身にすべきか、それからどうしても終了審査みたいなものが必要ではないかというふうに考えておりますが、そういったものをどうすべきかというようなことについて、この委員会の中でご議論いただきたいというのが1つでございます。

それから2つ目が、業務報酬と工事監理の小委員会を設けていただきまして、かなり審議会でもご議論いただきましたが、報酬基準について少し見直すべきではないかというご

提案をいただいておりますので、その具体化に向けたご検討をお願いしたいと。それから工事監理の適正化のためには、やはり工事監理をどうすべきかということ十分に議論して、明らかにしていく必要があるだろうということで、ガイドラインのようなものを策定して周知をし、あるいは必要な省令等でそれをオーソライズするというようなことも考えておりますが、そういったことのために具体的な中身についてご議論をいただきたいということでございます。

甚だ勝手ではございますが、別紙に2枚目にございますとおり、私どものほうでそれぞれの団体にも少し打診をさせていただきまして、委員のご推薦等をいただきまして、一応こういうメンバーでどうかというふうに考えておりますが、これについてお諮りをしたいというふうに考えております。

【部会長】 ありがとうございます。それでは、ただいまの説明に関しまして、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

【委員】 これと、資料1の今後のスケジュールとあわせてちょっとご質問させていただきたいと思うんですが、まずこのいわゆる小委員会は12月ごろをめどに検討の報告を行うと。それで、それからこのパブコメ等というのですか、それで平成20年度にこの指定登録機関の申請、指定というようなものを20年6月ごろまで準備行為というふうに書いてございますが、例えばこの指定登録機関というものを申請、これは申請するのを平成20年の6月ごろというふうに考えてよろしいのでしょうか。

そうしますと、その指定登録機関になりたいというものがその要件等を準備するというか、その辺それはいつごろから可能になるような形でスケジュールは考えていらっしゃるのでしょうか。

【事務局】 まさにここに書いてございますとおり、いつから施行するかということがベースになりますが、その半年前から準備行為ということにしたいというふうに考えておりますので、ここでいうと平成20年6月ごろから申請をしていただくということができるようになりたいというふうに考えております。

【委員】 そうしますと、その6月に申請を、要するに登録機関になりたいという人が出すわけで、いわゆるその要件についてはいつごろわかるのでしょうか。

【事務局】 19年度末のところに「政省令案作成、パブコメ」と書いてありますが、この段階で明らかにしていきたいというように考えております。

【部会長】 よろしゅうございますか。

それでは、今、事務局から説明がございましたように、12月に建築士法の一部を改正する法律が公布されましたが、今後、建築士試験の受験資格や定期講習、あるいは構造設計一級建築士・設備設計一級建築士講習に関する事項等について、検討が必要でございますので、建築士制度小委員会を基本制度部会に設置することにしたいと思っております。それからもう一つ、業務報酬基準等の見直しあるいは工事監理業務の適正化と、こういうことに関しましても検討が必要でございますので、その業務報酬基準・工事監理小委員会を同じようにこの基本制度部会に設置することとしたいと思っております。皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【部会長】 よろしゅうございますか。はい、ありがとうございます。

それでは、この基本制度部会に2つの小委員会を設置させていただきます。

また、小委員会のメンバーに関しまして、お手元に資料5がございます。なお、この建築分科会の委員、この基本制度部会の上の委員会でございますけれども、その建築分科会の委員に〇〇委員と〇〇委員がございます。この2人に関しまして、今後基本制度部会のメンバーに加わっていただきたいと思っております。これは建築分科会会長が決めることなんでございます。ということで、私が建築分科会会長ということでございますので、この基本制度部会のメンバーは決めさせていただきます。

また、〇〇委員につきましても、建築設備団体の代表というお立場から、基本制度部会に加わっていくことを報告させていただきます。

以上がきょうの審議事項でございます。

それでは、ここから今後の予定を踏まえまして、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 今後の日程でございますが、今、了承いただきました建築士制度小委員会、報酬基準・工事監理小委員会についてメンバーの方々と日程調整をいたしまして、4月の開催を予定しております。具体的な場所、時間等が決まりましたら、後日連絡を差し上げたいと存じますので、よろしく願いいたします。

なお、本日の議事につきましては、事務局で議事録として取りまとめた後、委員の皆様を確認をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

【部会長】 それでは、本日は熱心なご審議をいただきまして、大変ありがとうございました。また、お忙しい中、貴重な時間を割いていただきましたことを感謝申し上げます。

以上をもちまして、基本制度部会を終了させていただきます。

— 了 —